

平成27年3月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年3月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成27年3月10日 午前9時宣告（第5日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平  
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起  
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番  
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平  
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起  
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番  
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教育次長	吉野 広昭
副町長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町民課長	麻田 正志
総務課長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目      な し

議 事 日 程                      議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成27年3月佐川町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年 3月10日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告  
総務文教常任委員会  
産業厚生常任委員会



議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。  
日程第1、一般質問を行います。  
きのうに引き続き、一般質問を行います。  
8番、中村卓司君の発言を許します。

8番（中村卓司君）

おはようございます。8番議員、中村卓司でございます。議長のお許しを得て、平成27年の3月議会の質問をさせていただきます。

例によりまして、少し私の所見を述べさせていただいてから質問に移りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

連日報道されてます、あしたで、日本の近年に見る大災害の1つであります東日本大震災より、いよいよ4年が経過するようでございます。毎年この時期、この議会を開催をするときに思い出されるのは、当時の議会中ではございまして、その休憩時間に見たテレビの映像でございます。まるで映画を見るような光景でございまして、まさに地獄の光景が映し出されておりました。自然災害の猛威に恐怖感を覚えたことは今も忘れることができません。

また、直接的被害もありましたけれども、そのことによりまして原発が破壊をされ、そこから発生する放射能は風に流されて、東北地方広く原発の被害に覆われたことでもございました。これにより、今でも12万人以上の方が避難をされて、不自由な暮らしをされているようでございます。

心よりお見舞いを申し上げるとともに、1日も早く復旧されることをお祈りをいたしたいと思っております。

こういった実態があるにもかかわらず、なぜ政府は、原発再稼働にかじを切ったのか、私には理解ができません。けさのNHKのテレビを見ていますと、国民にアンケートを取った数字が出ておりまして、63%が再稼働に反対をするというような報道もなされておりました。

先日、私は九州に行く機会がございまして、愛媛県の三崎港ですかね、佐田岬にありますあそこから船に乗ったわけですがけれども、その折に、佐田岬にあります伊方原発がそばにございますけれども、そこを通り三崎港に向かったわけでございます。

八幡浜から道を通るわけでございますけれども、すばらしい道がですね、2車線の道路ができております。失礼でございますけれども、ああいった田舎にすばらしい道、そしてトンネルができているわけでございますけれども、この道は、やはり原発の工事を、原発があるということで、地域の皆さんの迷惑施設でもある施設に対しての、まあ言うお土産といいますかね、そういった施設だというふうに思っております。

直接的に原発をつくるには経費もかかるわけですが、それに伴って、地域の皆さんの環境を整えるといったことの資金をその地区に落とすということが、大変多くの経費を必要とされていることも含まれて、政府は、なかなかそのことを、原発をとめるというふうなことに、かじをよう切らないのではないかというふうに、私は想像をされます。

その道のふちにですね、大きな二車線の道のふちに、原発反対というふうな看板もですね、あちこちにありまして、地域の皆さんにとってはですね、さもありなんというふうな思いもしました。

東日本の災害を考えると、地域の皆さんはそういった、反対ということ、気持ちをなさざるを得なかったというふうにも思います。

御存じのとおり、あそこの地区は、海産物も大変有名なところでございまして、特に柑橘が、栽培が非常に盛んに行われております。もし、災害、東日本のような災害はもとよりですけれども、人工的な、人為的な事故、起こったときには、大変な災害が起きるわけでございまして、地域の海産物そして農産物が風評被害になることは歴然としておりまして、東日本でも、そういったことが行われております。

また、きょうのテレビでも、見ておきますと、会社を再生して大きな資金を入れた、にもかかわらず風評被害、そして技術的なこともあって、今度は倒産をしてるというふうなこともあるようでございます。この被害は、いわゆる原発の燃料が、放射能が各地区に飛散したということでございますけれども。

伊方原発の燃料はプルサーマルとあって、再生燃料を使っているようでございまして、普通の燃料ですと、20キロ、30キロ圏内が被害になるということで、政府は、避難指示が出ているのは30キロ以内、けれどもこの燃料を使いますと、飛散が大変大きい。いわゆる

100 キロ圏内が、この被害に遭うと言われております。

となりますと、私たち佐川町もその範囲に入るわけでございまして、このことを考えると、町としても何らかのアクションを起こす必要はありはしないかと。質問の内容にはございませんでしたけれども、近隣の市町村や県を巻き込んだ、そういった意見交換もする必要があるのではないかと思いますので、質問の前でございますけれども、町長にはそのことを進言をさせていただきますので、こころの片隅にも置いていただきたいというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。2点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、柳瀬川の河川改修工事について、質問をしたいと思っております。この事業、工事はですね、20年以上になりますけれども、5号台風の災害復旧工事として始まったわけでございますけれども、一時的に下流域が中断をしておりました。

この理由につきましては、紆余曲折はありましたけれども、地域の皆さんの熱い思いや、前議長であります永田議員さん、そして榎並谷町長の多大なる献身的な御努力で、再び工事をやろう、改修をしようということで始まりました。もちろんそれを受けて、堀見町長も全力で努力をされておりますことに、大変大きな感謝を申し上げたいと思っております。

本議会での質問は初めてではございけません。数回行いましたけれども、傍聴の皆さんや議会広報を通じて、今の河川改修工事についてどのような進捗状況があるか、皆様に詳しい情報をおつなぎする意味も考えての今回の質問でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

まず、今の、現在の工事の進捗状況、工事である設計段階ではございますけれども、それも含めまして、今、現在、そして来年、それから今後、どのような経緯で、この河川改修工事を進めていくのか詳しくお聞かせを願いたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。柳瀬川河川改修工事につきまして、御質問いただきました。御質問の中村議員からは、以前から、たびたび御質問をいただいております。おかげさまで26年度、本年度から、懸案の河川改修事業が、高知県が事業主体になって開始されてござい

ます。柳瀬川につきましては、御案内のとおり仁淀川の合流点から佐川町の庄田まで、約 6.1 キロ区間が未整備でございます。その区間につきましては河川改修事業が始まったわけでございます。

順次、年度を追って内容を御説明させていただきますが、この内容につきましては、事業主体であります高知県中央西土木事務所、越知事務所で確認いたしました内容でございます。まだ公表できないという点もございますので、御了承ください。

26 年度、本年度でございますが、事業費が約 4 千万円。事業内容が、先ほど言いました未整備区間 6.1 キロ区間の全ての概略設計を行っておると。河川改修計画の概略図を本年度に作成するようにしておるということでございます。

それから来年度、27 年度には、夏頃に、本年度に行いました河川改修の概略図を地元で順次説明をさせていただくと。各地区ごとに、越知、佐川町、関係集落地区説明を行わせていただく。また、秋ごろから、工事を行うための詳細設計並びに用地買収を行うための用地測量、これは仁淀川の合流点から順次行っていく計画であるということでございます。27 年度の事業費につきましては、現時点では発表できないとのことでございます。

28 年度の計画でございますが、27 年度に引き続いて詳細設計と用地測量を行う計画であるということでございます。さらに、27 年度に用地測量が終わった区域を用地買収を行うということでございます。28 年度から用地買収に入らせていただける。それから事業費は未定とのことでございます。

29 年度におきましては、仁淀川合流点から河川改修工事に、いよいよ入らせていただけるということでございます。そしてまた、同じ 29 年度には、残りのところ、28 年度に用地測量が終わった区域の用地買収を行うという計画であるとのことでございます。

30 年度、引き続き河川改修工事を行っていくという計画であるとのことでございます。

以降、完成年度がいつになるとかいうことは、現段階、現時点では予算の関係もあり、発表できないということでございます。

以上が、県のほうから確認いたしました本年度の内容、今後のスケジュールでございます。どうぞよろしく願いいたします。

8 番（中村卓司君）

発表できないというところが仕方ないと思えますけれども、6.1

キロの区間、未整備区間を下流域からやっていくということでございましょうけれども、地区の皆さんについてはですね、大体どれくらいでできるかなってというような目安も欲しいんですが、例えば、5年でできるのか、10年でできるのか、15年でできるのかというふうな見通しもあるんですが、大体、どれくらいの期間でできるのか、そして総工事費というのが大体どれくらいなのか、ということがですね、それこそざっくりのざっくりで構いませんが、今ある課長の知識の中でも結構ながですけど、それが少しでもわかっておれば聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

今、おっしゃられた、私もその内容をぜひとも知りたく県のほうにも確認したところですが、本年度から概略設計に入り、概略図を作成しておるということで、夏には順次地元説明会を、それを持って説明をしていただけると。その中では、一定その方向、計画とかあるいは事業費レベルとかということがわかろうと思いますので、その点は私自身も確認するし、またその説明会のほうでは関係の皆様方、大いにそういった点等についても質疑のほうを進めていけるようになればと思うております。

ちょっと今の段階では、私自身も中身について、この場で御説明、御報告できるような知識もありませんので、まことに申しわけございませんが、以上の答弁とさせていただきます。

8番（中村卓司君）

課長がわからないということになれば、なかなか、素人の私も何十億、何百億要るのかも、とても想像が付きませんが、百億以上は要るのではないかというふうな思いもいたします。そんな工事でございますので、今の日本の経済の中で、まこと5年、10年でいくらかというふうな心配もするわけでございますけれども。よその町、佐川町以外の工事を予定されているところからも、そこからお金を引っ張ってくるぐらいの気持ちですね、町がどうするわけにもいかんのですけども、県に働きかけて、その努力をしていただきたいことをですね、佐川町としてもアピールをしてほしいというふうに思っております。

そこでですね、これも情報がありましたら、聞かせていただきたいと思うんですが、下流域からやるとなりますと、越知町でございます。越知町との話も十分行われているとは思いますが、話

に聞きますと、柳瀬川を河川改修すると、越知の対岸地区、いわゆるその仁淀地区といいますか、仁淀川の今成地区ですよね、そこにも大変影響を及ぼすことから地域の皆さんが心配をしているというふうな声も聞くわけですが、その点の情報がわかっておればですね、聞かせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。まず、河川改修につきましては、一番重要なのが用地であろうと思います。過去2回の計画もございまして頓挫したのは、そういったことが大きな理由にもなっております。

この河川事業を、本年度からやっていただいておりますが、一昨年、仁淀川中流域の治水対策協議会、越知と佐川でつくっておりますが、ここが中心になって、越知町、佐川町の河川改修に関係すると思われる土地の所有者について、一人一人施工同意書を取り、その施工同意書を添付して、柳瀬川の河川改修の要望をした経緯がございまして、こういったことが大きく、今度の前進につながっております。

その中で、この治水協議会あるいはまた越知町と直接協議をしておりますが、御質問議員のおっしゃったとおり、対岸の地区で、以前から、これは本流河川でございまして、要望を出しておいて、要望がまだ達成されていないということがあるようでございます。

これにつきましては、この治水対策協議会あるいはまた独自に県のほうにも話しにも行っておりますし、県のほうが、この柳瀬川の改修にするに当たって、何らかの、結論はまだ私聞いてないですが、その要望に対する何らかの結論を実施していきながら対策していくようになろうと思います。

この対策ができないと、当時の会議の中で、当地区の方々の申されるのには、なかなか同意できんというような意向もありましたので、何をおいてもこの地区の対応を、県のほうに率先してしていただくように、越知町と一緒に要望もまたさらに続けていきながら、確認もせないかんというふうに思うております。以上でございます。

8番（中村卓司君）

対岸のその今成地区からの要望ということがあるようでございますけれども、それ具体的に、どのようにしてほしいという要望がわかっておれば、今、聞かせていただきたいと思いますと思いますが、いかがで

しょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

隣の町のことでするので、なるべく名前は避けて言いましたけど、今成地区のほうからは、柳瀬川本流の護岸工事、それとあそこには小河川があるようでございますけど、小河川の改良と、こういうことのを要望が出されております。

8番（中村卓司君）

隣の町なんで、いろいろ意見というものは述べにくいかとは思いますが、それでも柳瀬川の改修ということの一環というふうに思いますから、できるだけ工事に賛成をしていただけるような方法をですね、アピールも、町としてのアピールもですね、ぜひ、していただきたいと思えます。

そこです、あと、佐川の部分で影響するのは、これもいつも申し上げておりますけれども、課長のほうからもその方向でというふうなことは、圃場整備であります。この際、圃場整備をやっていくことが大変重要ではなかろうかと思えます。

100年、200年、500年の、いわゆる工事でございますから、この機会に、ぜひやっておけば非常にいいというふうに思えますし、昨日も森議員さんのほうから質問ありました、いわゆる水田の米価が非常に安い、ということもあり、地区ではですね、早生の栽培が非常に盛んなところがございます。けれども、水田ではですね、なかなか相立たんというふうなことで、地域の酪農家等を巻き込んで、飼料米というようなこともやっておりますが、あの地区が基盤整備をされれば、広大なハウス団地もできようかと思えます。

当地区は、黒岩地区は農業の大変盛んなところがございます、後継者も何人か育っているようでございますけれども、耕地がないということですので、黒岩地区の青年でも斗賀野地区、尾川地区へ行って、ハウスをやっている方もおいでるようございます。そういったことからですね、ぜひですね、基盤整備も並行して行っていただきたい。

また、河川改修についてはですね、非常な残土が出るわけでございます、残土の処理についても、基盤整備のところにも少しでもかさ上げをしていければ、その経費も非常に助かっていくというふうなこと。そして、道路なりを整備していくということになれば、国の買い上げたお金で、基盤整備も、ひよっとしたら一銭もお金が要

らずにですね、できる可能性もできてございますので、そういった方向をですね、ぜひ、進めさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、そのへんの情報がありましたら、課長のほうからお聞かせを願いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。柳瀬川の河川改修に絡んでの圃場整備の御質問でございます。私も以前から圃場整備はぜひとも実施せないかんというふうに認識して、その思いを、いつも発言しておるわけでございます。

やり方としまして、斗賀野でやりましたような県営でやると。先ほど中村議員言われましたように土地の買い上げということがあります。これは河川改修に合わせて、河川改修の予定地までも圃場整備の区域に入れて、その土地を共同減歩で捻出して河川の用地に買い上げていただく方式がベストだと思っております。

こういった場合をする場合には、29年から下流域から工事が始まりますので、佐川に来るのは30年あたりになろうかと思っております。そうしましたら、来年度、再来年度で本格的にこの圃場整備を進めていくための手続き等を、あるいは説明会等を実施していく必要があるかと思っております。

それと、河川を掘るわけですので、おっしゃるとおり残土が出てきます。この残土をそのまま圃場整備の土として、加茂がやったように、加茂地区では山を切ってから、それを入れておりますが、掘った土がそのまま使えますので、これもベストではありますが、なかなかこの河川改修の土をそのまま圃場にもっていけるというのは、現仁淀川中流域の対策会議等では、あるいはまた関係の下の方々では、なかなかイエスという結論にはなっていないところでございます。

そこで、この土の処理については、柳瀬川流域でないところ、黒岩で可能性のある圃場整備ができれば、そういったところで活用できる、下のほうでは、ちょっと言い方がなかなかはっきりしませんが、下流のほうではない柳瀬川の、いわゆる河川改修によって本流のバックがかかってこないところ、柳瀬川の冠水の影響のないところで圃場整備ができればそこでやって、柳瀬川の河川改修の土を持っていけるようなことで、黒岩全体的に捉えた圃場整備が、この県営だけじゃなくて、もっと小規模なやつもひっくるめてできれば

というふうに認識しております。

これも、今、議論の途中で、これをこうしていくというようなものがまだ確定してないですので、ちょっと歯切れの悪い答弁になりましたが、ぜひとも圃場整備をやっていきたい。これも河川改修絡みだけでなく、黒岩の未実施のところ、圃場整備未実施のところも含めて、圃場整備を考えていければと思うております。

きのう、森議員の質問で答弁さしていただきました青年就農関係18名もおいでになりますが、その中で6名が黒岩の関係の方でございます。黒岩は圃場整備ができておるのは、わずか500ヘクタール弱でございますが、近年、非常に若い方が農業に就農されておる、また今後ともまたそういった方が非常に多くなる傾向が見られます。そのためにはぜひとも黒岩全域について何とか圃場整備を実施していきたいという考えでございますので、ぜひともよろしく願いたいします。

#### 8番（中村卓司君）

ぜひですね、その方向でいていただきたいというふうに私もお願いをしておきたいと思いますが。

この河川改修を行うと並行に、この圃場整備っていうものがなされると、なかなかそこまでっていう心配があるのか、逆に、河川改修ができた段階で、後で圃場整備っていうことが、いいなのかというのはわかりませんが、並行してですね、ある程度進めていくことがいいのではないかというふうに思います。

というのは、先ほど言った、出る土を圃場に入れるというのは難しいかなという話もありましたが、今までの圃場整備で、畑作、いわゆるそのハウスなんかをつくるについてはですね、重機が固めてですね、暗渠排水を入れて、もう一度やり直さないとハウスができないというような圃場も経験がございます。

ただ、排水のいい河川の、いわゆる土ではなくって砂の状態、それを底に入れて、そして圃場の今まであった土を上に入れるというふうな工法をやればですね、比較的重機が入ってもですね、圃場にしやすいっていうふうな条件もあるかと思います。

それと、もう地域もですね、ここからここまではできるだけやりたいというふうな地域もですね、手前から判断をして構想の中に入れておくということが今から準備の段階で必要ではないかというふうに思っております。

私が黒岩の支所の農協時代に、あそこにも3年おりましたんですが、それから考えてみますと、黒岩の中学校のグラウンドからJAの支所、前を通過して、岬の上がり口ぐらいまでの間はですね、かさ上げをして圃場整備をするということになれば、何十町の圃場ができるというふうになるかと思うんですが、そこまで具体的にいくのも大変でございましょうけれども、圃場整備が並行して行われることが好ましいという判断を私は持っておりますけれども、課長の段階で、そのことについて意見があれば、聞かせていただきたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。おっしゃるとおりでございまして、私も先ほど、若干触れさせていただきましたが、河川改修に合わせて圃場整備をやっていく、これは先ほど言いましたように、共同減歩方式で河川改修の予定地までも圃場整備のエリアに入れていくと。入れていって、全員参加者が一定割合ずつ土地を捻出して、河川の用地になるところを確保し、それを県に買収していただく。ひいては、結論では、その金で個人負担分を賄いますので、斗賀野で県営圃場整備をやりましたように、受益者負担分がなくて圃場整備ができる方式がとれます。

これをやっていくのには、県の本年度から概略設計へ入っておりますが、これに準じて、工事に並行してどこのエリアを圃場整備していく、どうしていく、どうしていく、計画を立てて、後追い、後追いで実行していくような方法になります。

おっしゃるとおり、河川改修から出てきましたら、絶好のチャンスとして残土を使うべき問題ではございますが、なかなか現実では、ナイーブな問題ございまして、越知町のほうから圃場整備がなかなか前向きでないような実態もございます。

せいぜいやっても、狭地直し程度ということがございますので、圃場整備に関しましては、佐川町だけで考えていかないかんことになろうかと思っておりますし、またこの圃場整備でかさ上げとか云々とか言うていき、河川改修そのものへ影響するようなことがあってもいきませんので、これから、県、越知町と協議していきながら、住民の意向も、それぞれの住民の意向を聞きながら、両者、うもうにいけるように、さらに努力していかなければならないし、それだけナイーブな問題であるというふうに認識してございます。

8 番（中村卓司君）

最初も申し上げたんですけど、50年、100年、200年、何百年の大工事でございます。すぐに、一朝一夕にいくようなことはないかと思うんですが、この6.19の地区が、河川改修が一時中断したという原因の中に、当時、当地区で反対された方が1名おられ、その人の意見の中からできなかったという経過がございます。そのことをですね、二度と繰り返してはならないというふうに考えてございます。

そういうことになりますと、そういうことも覚悟しながら、将来の子、孫、子孫にですね、負の財産を残さないための、今、この事業が始まったのを機会にですね、吹き抜く、今までのことも反省も含めて吹き抜くということが必要かと思えます。

私たち、私も議員としては一生懸命頑張らさせていただきますけれども、治水協議会の皆さんも非常に頑張っております。ぜひですね、行政としても、絶対あきらめないという覚悟でですね、この事業を進めていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、よろしく願いをいたします。

それからもう1つ、少し心配がございます。この場で言うのも差しさわりのあるかもわかりませんが、お答えがしにくいかもわかりませんが、町の事業ではございませんので、少し心配は薄いかもわかりませんが、今までの公共工事の中で、社会的な排除される方がその中に入ってきて、いろいろな問題を起こしたようなことがございますけれども。そのような心配が今あるのか、将来ある可能性があるのか、そして、ある可能性がもしなければいいんですけども、ある可能性があるならば、どういった対処の仕方で行っていくのかということがあればですね、聞かせていただきたいと思えますが。お答えを願います。

産業建設課長（渡辺公平君）

そういう件、ちょっと私は思い浮かびません。現状では私にはそういうものはございません。

8 番（中村卓司君）

いろいろな心配がなされますので、そのへんのこともですね含めてですね、工事がやまらないようにですね、順調に進んでいくようお願いをしておきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。黒岩のこの質問につきましては、河川改修の事業につきましては以上でございます。全力を尽くしてですね、実施ができるよう

に、1日も早くできるようにお願いをしておきたいと思います。1問目の質問は以上でございます。

次に、2問目の質問をいたします。

この質問はですね、いわゆる佐川町における高齢化の波の中で、認知症ということについて取り上げさせていただきました。この質問は、きのうの介護の関係とかいう質問の中で、かなり触れられました。なのでですね、重複することがあろうかとは思いますが、認知症に関しての質問をさせていただきます。

認知症の問題は、高齢化社会を迎えた世界でも寿命が伸びておりますけれども、日本にとっても大変、世界一長寿の国でございます。そして長寿がゆえに問題とされているのが現在だと思います。日本もでございますけれども、特に地方の県、さらにその田舎の町ということになれば、ますますですね、急速に高齢化が進んでこようかと思えます。佐川町でも年々高齢化率が上がってございまして、この問題は、近々大きな問題になってこようかと思えます。

日本経済新聞の調査ではですね、認知症の発症率の確率というのが出ておりまして、75歳までで10%、そして85歳までが40%以上が認知症が出る予備軍なり、現在出てるという方の数字だそうでございます。

日本の人口がですね、67歳、いわゆる団塊の世代の方々が、いわゆる75歳になるっていうのが、いわゆる2025年。きのうの質問の中でもお答えがいただいております。その中の1億2千万ですか、人口が、日本の国がそれぐらいとしますと、32%といわれる人数が、いわゆる2025年に3,600万人という方がその年代に達するわけでございます。その人数の中の30%ぐらいの方が、認知症の予備軍になるという数字になるわけです。計算上は。

そうしますと、1,200万人というものが、日本ではですね、対象になるようございまして、そしたら、佐川町で当てはめてみますと、先ほど言った75歳が認知症の確率予備軍が10%、85歳以上が40%というものを当てはめてみますと、2025年に佐川町の人口がどれぐらいになっているかというのも、今のままでいきますと1万2千人ぐらいになってこようかと思えます。

そうなりますと、そのうちの40%というのが4,800人。そのうちの35%というと、1,720人の方が佐川町ではその予備軍になるという数字でございます。

この数字をですね、踏まえて、佐川町も独自の認知症に対する動きもせねばなりませんけれども、だんだん、議員から質問ございました介護保険法が変わりまして、この認知症になっている方もですね、要支援の方が外れて、町自体からのバックアップをするということになってこようかと思えます。そういう意味も含めまして、佐川町が特に認知症の方についての対策を、どうとっていくかというものが問題になろうかと思えます。

そこでまずはですね、その、私が2025年の人数言いましたけれども、今の現在で、大体、認知症ということに判断されている数字が、現在わかっておれば、聞かせていただきたい。そこから次の質問に移りたいと思えますので、まず、その数字が把握できておれば、聞かせていただきたいと思えますのでよろしく申し上げます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。質問にお答えをいたします。現在の認知症の方というのの数、正確な数字というのは私のほうでは持っておりません。ただ、先ほどおっしゃいました推計の数値であるとか、そういうことを勘案しますと、現在でもですね、認知症あるいはその予備軍と言われる方は1千人程度はいるのではないかなあというふうに考えております。

8番（中村卓司君）

大体そういう数字だというふうに思っておりますが、そこでですね、その方たちをですね、ケアをしていかないかんわけでございますけれども、29年度の法改正によってですね、認知症に手厚いといいますか、認知症について国としてもですね、ある程度指針というものが出てこようかと思えますが、認知症初期集中支援チームの設置っていうものが義務づけられているというふうに聞いていますが、そのことについて、それが本当かどうか、市町村に義務づけられているのかいうことをまずですね、聞かせていただきたいと思えます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。国の制度改正、介護保険の制度改正によりまして、1つ、認知症施策の推進というものが、この第6期介護保険事業計画の中でも上げられております。その中で、市町村、自治体にはですね、先ほども言われました認知症の初期集中支援チームというものを、この第6期計画期間中にですね、立ち上げていかなければ

ればならないというふうな形で認識をしております。

8 番（中村卓司君）

そこで、私も少し、ネットで調べさせていただいて、厚労省から、そういった今後の認知症対策の方向性についてという内容で発表されておりました、7項目についてですね、市町村が順番にこの段階において認知症対策をとりなさいというふうなことが出ておりました、佐川町としてもそれについて頑張っていけないかというふうな方向性が出されております。

まずその7項目につきましては、標準的な認知症ケアパスの作成と普及。早期診断、早期対策。地域での生活を支える医療サービスの構築。地域での生活を支える介護サービスの構築。地域での日常生活家族の支援の強化。若年性認知症支援へのハンドブックの作成と本人との交流等。介護サービスを行う人材育成。このようなことが出されております。

そこで、こういう方向に向けてですね、総合計画の中でも練っていかなければならないことだというふうに思いますが、具体的には、きのうの課長のほうからの発言もございまして、まだ具体的にはなっていないと思うんですが、現在の時点で、こういったケアできるような組織、それから方向づけというものがあればですね、今の段階での現状を聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。佐川町における具体的な対応につきましては、まだこれからということにはなりますけれども、1つ、先ほど申しました認知症の初期集中支援チーム、これについて27年度の予算で、その体制づくりのための経費を、一般会計でありますけれども、少し計上しております。

これについて、まずは検討していく。これは認知症ケアパスにもつながっていく話だとは思いますが、まず、町内ですね、医療機関、専門医、例えば清和病院であったり、基幹的なものでは高北病院であったり、そういった基幹的な病院、それから専門職、保健師、看護師、それから具体的には精神の関係の専門の方、そういった方々と、あと実際に認知症を支援をしているさまざまな方にお声かけをさせていただいて、佐川町として、いわゆる国が示している方向性、今までは、例えば認知症に伴う行動があった後での対

応といいますか、事後的な対応が基本的な形になってたと思うんですけども、これを初期の段階で認知症が疑われる段階、本人であったりとか家族であったりとか、そういうところが気づきがあったときに相談できる体制、あるいはそういった専門の医者が訪問をしたり、そういったところで初期の対応ができる形をですね、佐川町でどういうふうにとっていくかということ、27年度で検討をする検討会といいますか、そういったものを立ち上げていきたいというふう考えております。

これはなかなか、町にとっても初めての取り組みといいますか、具体的にどういうふうについてというのが青写真がなかなか、今の段階ではないですけども、関係機関の専門的な方の意見を聞きながらですね、対応を進めていきたいと考えております。

#### 8 番（中村卓司君）

先ほども申し上げましたとおり、標準的なプランの作成というのはもとにくるんですけど、それに伴ってまずやらなければならないのは、早期発見で、早期治療でございます。

そのためには、いろんな方法をとっていかなければならないわけでございますが、そこから始まるということが第一歩だと思いますので、ぜひ、その具体的な事項をですね、早く固めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、そこでですね、キャラバンメイトっていうのがあると思うんですが、この方ですね、人数が今佐川町にどれぐらいおいでなのか、そしてキャラバンメイトの、佐川町としての位置づけ、そして、町がどんな仕事をしてほしいのかっていうことがあればですね、まずこのキャラバンメイトについてお聞かせを願いたいと思います。

#### 健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。キャラバンメイトの正確な数字、私ちょっと今、手元に資料がございませんので申しわけございませんが、いわゆる認知症のサポーターになられる方ということになると思いますが、佐川町では、年間何回か、そういったキャラバンメイトの養成講座といいますか、そういった講座をしてですね、いわゆる周りの方々、地域の方々に、認知症に対する認識といいますか、そういったものを御理解いただく、それから御家族がなられたときの対応であるとか、もちろん御自身がなられたときとかですね、そういっ

たところで、認知症に対する知識の普及、啓発、そういったものを中心に行っておりまして、もちろんその行政が、その役割であるとか専門的なお医者さんがする役割ありますけれども、やはり先ほど申しましたとおり、認知症に対しては、初期の対応といいますか、地域の支援というものの必要になってきますので、行政としましては、そういったサポーター、キャラバンメイトの方をですね、増やしていくって、地域全体で認知症の対応といいますか、見守りをしていきたいというふうに考えております。

#### 8 番（中村卓司君）

キャラバンメイトっていう方はですね、役場の職員もとられているようでございまして、私もかかり数字はわかりません。ひょっと課長のほうでは、事務所に行けば、数字がわかると思うんですけども。確か 10 名に足りない人数だと、今思っておりますけれども。サポーターの方はおられるんですけども、キャラバンメイトっていう肩書きを持ってる方は少ないかと思えます。

そこでですね、先ほど課長のほうからありましたとおり、こういう方をどんどん多く養成をして、地域の皆さんがお年寄りを見守るという姿が必要だと思います。こういう方々をですね、ある程度、地位といいますか、肩書きといいますか、町のほうでですね、認定をする形をとって、表に出るような形で、そしてその方が正々堂々と知らない方にも声をかけてですね、認知症の方々の、いろいろな事故が起こらない、手前でとめるということが必要ではなかろうかと思えます。

先日、私がスーパーで買い物をしておりましてところ、後ろのおばあさんが、レジの女の子から、お魚を買った袋、「おばあさん、これを買ったけど忘れてますよ」ということを言ってました。「わたしや買うちゃあせん、そりゃ知らん」というて言いました。レジの女の子は、確かにその方が買ってこられたということ确实なんで、多分その方も認知症に近いのではないかというふうに思っております。

そのときに、私が、「まあ、おばさん、どうよ」ということを声をかけていられたらですね、もちろんキャラバンメイトの人数にならなくても、声をかけてあげたらよかったですけども。正々堂々としていけるような形をとってあげるということが必要かと思えますし、そういうメンバーが増えていくことが、佐川町から事故が起きる前

の防げることになろうかと思えます。

ぜひですね、町としてもそういう方を増やしていくような活動もお願いをしておきたいというふうに思っています。

そこで、今度はですね、次の段階で、今度は周りからはそういうふうなフォローをしていくということ。次の段階で、お医者さんですね、そういうカバーということ、発言がありましたので、事務長のほうに少し聞きたいんですが、佐川町で認知症の免許といいますが、認知症についての診断ができる先生というものは何人おいでるか、確認ができておりますでしょうか。それを聞かせていただきたいと思えますが、高北病院だけかしわからなければ、それでも構いませんけれども。ほかの病院で、そういう方がおいでましたら、聞かせていただきたいと思えます。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。認知症の診断ができる専門医という意味でのお尋ねだったと思えますけれども。この専門医につきましては代表的な学会がございまして、その学会が専門医の認定医として資格証を発行しております。

代表的な学会といたしましては、日本認知症学会が認定する専門医、それから日本老年精神医学会認定の老年精神専門医というこの2つの学会が代表的なものだろうと思っておりますが、ちょっと直近の情報を県のほうで照会して聞いてみましたが、いずれも少ないです。専門医としての資格を持っている先生方は、認知症学会のほうでは5名。それから先ほどの精神医学会のほうで9名、いうことでございました。

なお、認知症の診断を下すのは、この専門医でなければできないというものではございません。内科の先生もできますし、神経内科とか老年病内科とか、そういったたぐいの先生方も十分対応できるものでございます。以上でございます。

8番（中村卓司君）

佐川町では、私の知ってる範囲では、清和病院の先生ただ一人だというふうに聞いておまして、山本先生という方がですね、その免許を持っているようでございます。免許がなくてもそういう診断ができるということがあってもあろうかと思えますが。

もし、家族の方がおかしいということで発見をされて、確実になっていない場合に診断を受ける場合には、どこの病院へ行ってもでき

ますよっていうことを言われましたんですが、そのことも十分に家族の方が知ってない方もおられます。

どこへ行くかという、免許のある方、清和病院ということになれば、少し抵抗があるようなことも聞いたことがございます。できればですね、そのことをやっているということの町民へのアピールもですね、病院のほうからやっていただければですね、ありがたいと思いますし、御本人に、あなたちょっと認知がかかっているかも、行きなさいよというのも言いにくい。

ただ、本人をだましてでもそこに連れて行って診断ができることをですね、できますよ、だましてというのは申しわけないんですけども、少し強要して行ってもらえるような方法もですね、とらんと、非常にその認知症に対する本人の抵抗があると思うんです。だからそういうふうな窓口を広げるような努力もですね、してほしいと思いますので、また総合計画の中でつくっていかないかん問題かと思えますけれども、そのことも考慮に入れてほしいと思いますので。

それから普通患者さんでおいでたときも、そのことの心配がなされるやったら、そういう判断ができるようなやり方というのがあるんですよね。それもですね、そういう診断も実施ができるようにしてほしいと思いますから、私の要望として申し上げておきたいと思えます。

それで、それこそチーム佐川ではございませんけれども、こういう認知症に対して、町全体、チーム町全体という意味での佐川チームがですね、そのことに取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

この、もし、チーム佐川、認知症に対する予防っていうものを、予防なり診断なりをする中心になろうというところは、とりもなおさずやっぱり福祉課だと思います。先ほど言った認知症初期集中支援チームというような設置が義務づけられておりますけれども、このことも含めてですね、中心になるものは、やっぱり福祉課だと思います。

それは、今ある、課長が発言がありましたいろいろな組織ございますよね。例えば病院も含め、介護をやっているところ、それからさくら事業所なり、それから、そういった障害施設もあるし、保健所もあるし、地域包括支援センターもありますし、そういったもの

の連携をとっていく、それをしながら、この認知症に対しての、防ぐ方法をとっていく中心を担うのは、やっぱり福祉課だと思いますので、それも含めてですね、29年度ですね、総合計画に向けてでもですね、そのことも考慮入れながら、つくってほしいというふうに思っておりますので、ぜひ、よろしく願いをしておきたいと思っております。

町長のほうから、前回の質問の中にも、役場の職員としては、いわゆる仕組み、仕掛けが重要だというふうな発言もございました。そういった意味でも、この総合計画に乗せる認知症対策っていうものの仕組み、仕掛けはですね、やはり、福祉課の課長、福祉課が中心になってやるべきだと思いますので、ぜひ、頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

認知症につきましては、以上の質問終わりますが、最後にですね、一言述べたいと思うんですが。

この間、私が役場に来ましたら「おはようございます、こんにちは」という挨拶をいただきました。これはもう名前も言っていると思うんですが、チーム佐川のメンバーのある方が一声を出していただいて、全員が「こんにちは、おはようございます」という声をいただきました。非常に気持ちよかったことを覚えてございます。こんなことがですね、輪がどんどん広がっていくように、私も含め、職員の皆さんに、町民からですね、慕われ信頼される職員にだんだんに育っていくように思っておりますので、頑張ってもらいたいというふうに思っております。

もう一言だけ述べさせていただきますと、実は、NHKで見ますと、吉田松陰をやっていますよね。中心は吉田松陰じゃないんですけども、本を買ってきてまして、ちょっと読んでいますと、私が好きな言葉があったんで、この場を借りてですね、発表するというか聞いてほしいんですが。

「かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂」というのがあるんです。彼の生きざまをまさに書いているとおりで、やむにやまれぬ大和魂で、日本を救ったっていう意味があるかと思うんですが、佐川町においては町長初めですね、町職員の皆さんが、大志を抱いて何があっても前向きに町民の幸せのためにですね、頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

た。

議長（藤原健祐君）

以上で、8番、中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで、20分まで休憩します。

休憩 午前10時7分

再開 午前10時20分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

12番、今橋寿子君の発言を許します。

12番（今橋寿子君）

12番、今橋でございます。通告に基づきまして3点ほど質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

質問の前に、私の所見を一言述べさせていただきます。

先月2月20日、痛ましい事件で亡くなられました上村遼太君の御冥福をお祈りさせていただくとともに、このような事件が二度とない社会にするためには、大人の責任は重く、大人がそれぞれの立ち位置から、自分のこととして考えていかなければならないと考えています。

私は、本来子供たちは、それぞれの個性を持ち合わせた感性豊かな天才だと思っております。しかし、感性豊かなだけに、よくも悪くも環境に左右されます。それゆえに、いい環境づくりをして、子供たちが伸び伸びと育ち、大人になり、次の世代へ進化していかなければならず、特に私たち公僕として行政に携わる者は、まず、自分の足もとを見つめながら、関係当局や住民とともに連携を強めていかなければならないと考えています。

以上の観点で、これからの質問に入りますので、よろしく願いいたします。

まず、総合計画に向けて今日まで取り組まれました総括についてお伺いいたします。

第5次佐川町総合計画に当たって、町民の現状や佐川町に対する思いを一千人に対してアンケート調査をされ、また精力的に行った21カ所での地区懇談会、そして2月11日に行われましたしあわせ会議の結果について、先日、議員協議会においても少し報告があり

ましたが、また昨日は下川議員の質問もございましたが、通告もいたしておりましたので、これまでの段階を経て取り組んできたことに対して、総括をお伺いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。総合計画の策定につきましては、昨年6月から役場の職員を中心に、前計画、第4次佐川町総合計画、ほどよいまちの振り返りから開始をさせていただいております。また、住民アンケートや未来を展望するワークショップ、住民ヒアリング等も実施をし、去る2月11日には、地域住民とのまちづくりサロンの最初としまして、しあわせ会議を開催いたしました。

また、同時に、昨年、地域の要望を聞くといった従来の住民懇談会とは少し違った手法で開催をいたしました、みんなでまちづくりについて考えるチクコン、地区懇談会を町内21カ所におきまして開催をし、参加者の皆様からまちづくりに関する多くの意見やアイデア、またアドバイス等もいただいております。

計画策定に取り組んできた内容の総括につきましては、今まで実施をしてきました内容の成果や反省点について、お答えをさせていただきたいと思っております。

みんなでつくる総合計画というテーマのもと、総合計画の策定を進めておりますが、この、みんなという意味は、役場職員だけではなく議員の皆様方をはじめ地域住民の方々とともにという意味で、役場の中におきましても、一部の職員だけで策定しつくっていくのではなく、職員みんなでつくるという意味でもあります。

その点では、職員の中から、地区別、男女別等により24名のコアメンバーを選任し、前計画の振り返りから、町の未来展望を描き出す作業をメンバー全員で実施したことにおきましては、職員の成長にもつながったのではないかと考えております。また、評価もできるのではないかと考えております。

また、庁議におきましても、策定の内容、状況等を報告することで、町の幹部や全職員への情報共有もできていると考えております。今後は、実施計画を策定する段階で、より詳しい事業内容の精査が必要となってきますので、より多くの職員が総合計画策定にかかわりを持つこととなります。こうした機会を提供しながら、職員みんなで計画づくりを行ってまいります。

また、住民の方々の参加につきましては、本格的なスタートは来年度4月から今年となりますが、今年度実施しましたアンケート調査、住民ヒアリング、チクコン、またファシリテーション研修への参加など、振り返りますと、総合計画策定やまちづくりへの参画の機運も高まってきておるのではないかと考えております。

先ほど今橋議員もおっしゃられましたが、2月11日に開催されましたしあわせ会議には、職員も87名が参加をいただき、チクコンやファシリテーション研修に参加をいただきました。住民の皆さんにも多くの参加をいただきました。これらが、現段階での成果ではないかと考えております。

次に、反省点といったことにおきましては、若い世代の方々の参画が少し少なかったのではないかと考えております。10年後の未来を描く総合計画となりますので、若い世代の方々に、町の将来をともに考えていただく必要があると考えておりますし、教育、子育てといった分野には、特に子育て世代の意見を反映させていくことが重要だと考えておりますので、来年度開催予定のまちづくりサロンには、ぜひ、多くの若い世代の方々にも参加をいただき、まちづくりを一緒になって考えていきたいと考えております。

そして、その中で、まちづくりへの参加の機運を高めながら、より多くの方々に参加をいただけるよう、より多くの情報提供をしていくとともに、より一層の参加呼びかけに努めていきたいと考えております。以上です。よろしく申し上げます。

#### 12番（今橋寿子君）

今、課長からは、反省点も含めて、次に向かったの総括をいただきました。まず、私がちょっと気がかりになったのは、一千名のアンケートを一番最初にとったときに、参加者が回答が少なかったということでございますが、それに関しては、どのようにお考えでしょうか。

#### チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

一千名の配付をさせていただきましたアンケート調査につきましては、回答が458、これ、インターネット等も含めておりますが、半数ぐらいは回答いただいておりますので、十分な回答ではなかったかと思っております。またその内容につきまして、いろいろな意見も出していただいております。それも総合計画の中に、今後策定の中に取り入れていくというように考えております。

12 番（今橋寿子君）

そのアンケート調査につきまして、佐川の幸せ度というのを、前回、議員協議会の時に報告いただきました資料をいただきますと、それに基づいた考え方では、佐川町は、幸せ度っていうのは、すばらしいという捉え方をしておりましたが、私は、その後の半分の人たちは、佐川町に無関心なのかなという思いもいたしましたが、その件に対しましては、全国平均はどれくらいの収集率というか、アンケートのね、それに対して佐川町が多かったということでございますでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

そうですね、まあ 458 名の回答をいただいておりますので、アンケート調査の部分を捉えますと、無回答の方もおられますが、返ってきてない回答用紙もありますが、調査としては、ほぼ達成できてるのではないかと考えておりますし、幸せ度におきましても、佐川町はちょっと高めの数値となっておりますので、十分な回答数ではなかったかと考えております。

12 番（今橋寿子君）

ありがとうございます。私は、しあわせ会議のほうへも参加させていただきましたので、執行部側とは違う町民の声も聞かさせていただきましたので、そのことを、ひとつ御報告させていただきたいと思えます。

まず、5、6点でございますので、よろしく申し上げます。

1つ、講演だけ聞いて帰ろうと思っていただけけれど、職員の方が余りにも熱心に引きとめてくださったので、最後までおってよかったと思えますので、職員の方にお礼を言っておいてくださいね、と頼まれました。

2、2つ目が、受付でくじを引いてと言われたので、初めてのことでびっくりして一歩引いたけれど、そして帰りたかったけど、最後まで聞くことによっていろんな人の声が聞こえてよかった、という方が6名ほどいらっしゃいました。

また、3つ目は、今、課長の報告では若者が少なかったということですが、普通の会合からいけば若者が多かったのが驚いたけれど、若い者がしっかりした考えを持っているので、よかった。

4つ目が、ある男性の管理職の方にお聞きしますと、担当部署以外に若い女性と話す機会がないので、こうした機会に考えが聞けて

よかった。

5つ目が、若い町長にかじとりを任したが、この分では、段階を追って地道に頑張りゆうことがわかった。

6つ、男性と女性が半々で、職員の人数と町民の人数が半々でバランスもよく、最後に一体感があって楽しかった。

との声を聞かせていただきました。

職員の皆さんは、先ほどまた謙虚な反省もいただいておりますが、またこれを機会にして、次に進んでいただきたいと思います。

最後に、私の感想ですが、しあわせ会議までの過程の中で、職員の方々がいろんなことを学ばれ、成長とっては何ですが、器づくりができてるのは感心いたしました。会場づくりや進行の仕方にもおもてなしの心があらわれていました。

また、課長の、注目されるぎんぎらぎんの衣装による挨拶は、緊張感もある中、会場をリラックスさせてくださりましたので、なごやかに皆さんのトークが始まりました。また、トークの中では、職員の方々が、自分の担当の部署ではなく町全体の分野にも感心を持たれていることに理解することができました。職員の皆さんの底力がかいま見ることができ、とても感激いたしました。

これからも、職員の皆さん、町長とともに住民の手本、見本となってくださることを期待しておりますので、次の行程に向かって全力で取り組んでいただけることをお願いします。

特に課長、また抱負があれば、お答えください。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お褒めの言葉ありがとうございます。

しあわせ会議におきましては、若い住民の方々にも参加を多くいただいております。先ほどお答えした中で、若い世代の方々が少なかったというのは、全体を含めてのことですが、地区懇談会はやはりちょっと少なかったのではないかと考えておる、総括ということでしたのでそういうふうにお答えをさせていただきましたが、来年度におきましてもですね、やはり若い方の意見も取り入れていきたいと考えておりますので、より一層ですね周知をさしていただき、参加を呼びかけなども行いまして、町内の若い世代の方々、10年後を見据えた総合計画としていきたいと考えておりますので、また議員の皆さんにもよろしく願いをいたします。

12番（今橋寿子君）

2番目に移ります。地方創生について、御質問をさせていただきます。

26年度12月議会で、町長による地方創生に対する基本姿勢を拝聴する中、地方創生を成し遂げるのは、全て人というお考えの中、具体的な取り組みの行政報告がありました。その中で、教育委員会の所管について、26年度全国学力学習状況調査による今後の取り組みのアウトラインだけ報告があり、今議会の初日に町長の行政報告にもいただきましたが、教育長に、改めて、ひと創生と学校教育についてどのように取り組まれているかお伺いいたします。

私は、いつも自分自身にも問いかけるものとして、人は、学ぶことの大切さは学識だけではなく、人はみんなとともに汗をかき、お互いを認め合い、お互いを生かし高め合える、人としての器づくりをすることだと考えています。

今の時代、物質優先本位の競争社会となり、地位や名誉を求める生き方をよしとしている学歴社会の弊害がいろんなところに出てまいりました。今こそ、自然に学ぶ教育改革をしていかなければならないと考えています。

佐川町は歴史的にも文教のまちとして多くの人材が育ち輩出され、世の中のために大きく貢献されていますので、今こそ、その背景を検証し、学ぶことに価値があります。その先人の一人でいらっしゃる牧野博士に学ぶ町おこしを、行政の、一つとして取り組んでいます。

今こそ子供たちが何かの形でかかわっていただきたいと思っています。12月議会でも質問をさしていただいた折、チーム佐川推進課と学校と協議をされるとのことでしたが、どのような取り組みをされるのでしょうか、お答えをお願いします。

教育長（川井正一君）

それではお答えをさせていただきます。まず最初に、地方創生との関係、学校教育の関係ということでございました。

町長の行政報告でも上げさせていただいておるんですが、文教のまち佐川の人づくりを推進していく上で、児童生徒が佐川のことを知り、佐川で楽しみ、佐川で育ち、佐川を愛する取り組みを進めていくことは大変重要なことですので、佐川の豊かな自然や歴史、文化、産業、偉大な先人など、佐川ならではの財産を活用したふるさと教育を、なお一層推進してまいりたいと考えてお

ります。

なお、これを、取り組みを進めるための具体策としまして、毎年度始めの4月1日には、各小中学校の校長、教頭と教育委員の合同会議を開催しております。その際には、各年度の取り組む事業の説明をさせていただいておりますが、学校教育の重点的な取り組みの一つとして、ふるさと教育の推進ということ述べて、各学校長さんにも確認をさせていただいております。

そして、特に、ひと創生との関係でございますが、ことし1月に校長会を開催したときに、町長に御出席をいただきまして、町長のほうからふるさと創生、地方創生の中のひと創生にかかる学校教育とのかかわりという点で、ちょっと時間をとって説明をしていただきました。具体的には、ひと創生における目標や基本施策について、町長が現時点で地方創生の中で盛り込んでいくという考え方について、各学校長に説明をいただきました。

その具体的には、今回の行政報告でも出ておりますが、ふるさとの仕事教育やものづくり教育の考え方、そしてそれを受けての学校でどのように取り組んでいくのか、そういったことについて、校長との意見交換もさせていただいて、27年度に策定するその総合戦略に具体策として取り組む内容について、学校が十分理解し、28年度から各学校で取り組むというなことも確認をさせていただいております。

これが、地方創生と学校教育との関係でございます。

次に、牧野博士の取り組みを、しっかり学校教育の中でやっていただきたいという趣旨の御質問でございますが、先の12月議会で御質問いただいたときに、関係課と協議をさせていただきますというお答えをさせていただいております。具体的には、牧野公園に牧野博士ゆかりの植物を植栽することにつきましては、これまでは、佐川中学校のしあわせクラブが中心的にかかわっておりましたが、今回、新たに黒岩中学校の園芸部の生徒が、町職員などの指導を受けまして、牧野博士ゆかりの植物の種をまき、現在、大切に育てております。今後とも、町の関係課や、あるいは各学校と協議をしまして、この取り組みを広げてまいりたいと考えております。以上でございます。

## 12 番（今橋寿子君）

前向きな御答弁をいただいておりますので、具体策をこれから検

証しながら、私たちも応援できることは地域の住民としてさせていただきますので、ぜひその分で頑張ってください。

まず、私は、特に牧野博士にこだわるということは、やはり前の総合計画の中で調査をしたときに、やはり佐川町の一番の宝物はということが、アンケートをとったときに、やっぱり牧野先生が宝物だということ、ダントツでした。その次に、酒蔵とかいろんなものがありましたけれど、そういう意味で、佐川町の足もとの宝物を、ほんとに皆が共有して一丸となれる一つの核となるものではないかとも思いますので、ぜひそのことについて、前向きな取り組みをしてください。

また先日、ちょっと私が体験したことを説明させていただきます。私は、毎週水曜日、牧野公園で、9時から11時半まで住民ボランティア作業がありますので、時々それに参加させていただいた折、田村チームの知識人に、花木のそれぞれの特徴や由来を教えてくださいています。

先日も、牧野公園にある一つの学名タラヨウ、通称紋付き葉といわれる針葉樹です。その葉を乾かすか熱すれば黒褐色となり、傷つけば黒くなって字が書けるのです。昔の人は、紙が貧しくて買えない人は、この葉に用件を書いて伝えられたということで、はがきの由来をここからということをお聞きしました。また、その木の皮、樹皮は、とりもちに使われ、庭園に植栽する定番の木だそうです。

これはほんの、ほんとの一例ですが、作業をともにすることによって、作業中で自然の営みの神秘性に感動させていただいております。本来、子どものころは、自然の中で、遊び、汗を流し、五感でいろんなものを感じ取って、みずから生きるすべを会得していくものがありますが、そのそばにその道のアドバイザーがいることは大変ありがたいことだと思っております。

また、牧野公園から見下ろす佐川町のまち並みには、風情があり、子供たちが社会に出て、ふるさと佐川としての心に残る癒やしの一つではないかとも考えておりますので、今後ともによくかかわっていただける施策をお願いします。

先だって、斗賀野の先生に、ちょっとお話しする機会がありましてお聞きしますと、やはりこれを巻き込んでいくには、やはり子どもを巻き込んでいくにはやっぱり父兄に、一緒に種をまいてもらうということも、一つのきっかけづくりになるのではないかという

前向きなお話もお伺いいたしましたので、またいろんな手法はあると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、少子化の流れに抗して。増田レポートの波紋について、をお伺いいたします。増田レポートにより投げかけられた一石は、光と影、いわゆるプラスとマイナスの部分もある中、町長は議会初日、町長の行政報告や昨日の議員の質問に答弁も、政府の打ち出された地方創生は、今がチャンスとして 27 年度に向けて方向性を示されました。地方創生に懸念される場所は、どのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問ありがとうございます。今橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

俗に増田レポートというふうに言われておりますが、896 の自治体が消滅可能性があるということを取りまとめられております。これは日本創生会議の人口の検討部会だったと思いますが、その中で、そういう発表をされておりますが、私は、日本全体に、やっぱり危機感を持って自治体経営、また国の経営をしていってくれという思いを込めた、レポートとしては大変意義のあるものだったと思っております。

その危機感を持った上で、自治体経営をどうしていくかということが、すごく大切だと思っております。あのレポートを見聞きして、悲観的な考えを持って、ああだめだ、もうだめかもしれない、って思うことがあるとしたら、それが一番の懸念ではないかなあというふうに思っております。

私は、この佐川町におきましては、あの増田レポート、あの報告をきっかけとして、佐川町全体でチーム佐川として危機感を持って、一人一人が主体的に自分ごととして捉えて、この佐川町の地方創生をどのように取り組んでいくのかという、そっちのエネルギーのほうに転換をできれば、これすばらしいことだと、これチャンスだというふうに捉えておりますので、そういうまちづくりができるように、しっかりとかじ取りを行っていきたい、そのように考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

今のお答えは、町長の行政報告でも、また議員の質問の中にも、一貫としてお答えしておりますので、その趣旨はわかりませんが、そ

れに対する地方創生の1つとして、移住促進というものがあります。その移住促進の私の考えといたしましては、移住促進の弊害が懸念されるのではないかとこの観点から捉えておりますので、ということは、移住促進の捉え方としては、ただ人口が増えることだけを目的にすることをよしと考えておりません。外から知恵と力をいただくことは大変よいことではあります、競争社会の中、地方、地方での人口獲得ゲームになる可能性もあるのではないかと懸念されます。

その点、私は、今住んでいる町民の一人一人が自分の立ち位置で自分のできることに目を向けて、お互い刺激して、ともに一步一步前進する力をつけていくことだと考えております。

例えば、一人の人が、びっと0.01の力を誰かのために、喜んでいただくことに心と目を動かしていたら、百人いれば一馬力になり、千人いれば十馬力に、一万人いれば、何と百人力です。こうした考えのもとに、佐川町が世界に誇れる、ブータン以上の幸せな町にできていくのではないかと考えますが、改めて町長のお考えをお聞きいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。移住促進をやり過ぎると、弊害もあるのではないかとこの御意見ありました。確かに、いいことばかりではないというふうに思っておりますが、移住促進を進める中で、移住促進が効果的に、この佐川町のまちづくりにプラスになるように、受け入れ体制であるとか、地元の人たち、その地区の人たちとの交流をどのように図っていくのかと、そのような人のつながりを、外から来た人と、今、町に住まわれている住民の方々とのつながりをどうつくり上げていくかということがすごく大切になってくると思います。そのつながりができれば、プラスの要素が大きくなるというふうに考えております。外の視点での力も入れられるというふうに思っております。

それが一つと、あと、住民力をもっともっと伸ばせばという御意見、住民力があるんだよという御意見ありました。私も、そこが基本になるというふうに思っております。今橋議員も取り組まれております牧野公園の取り組みもその一つだと考えております。

また、昨年度から、昨年の後半から始めておりますが、合意形成のまちづくりをしていくということがすごく大切だと思っております。

す。その中で、ファシリテーターの養成研修ということをやらせていただいております。それをきっかけとして、地区、地区で小さな集まりでいいので、みんな意見を出し合って、まちづくりのことに對して考えて知恵を出し合って、最終的に合意したものを地区で取り組んでいきたいと思います、そういうつながりを得ながら、地区の取り組みを楽しく前向きにやっていける、その仕組みができれば、佐川町の住民力、佐川のよさが、どんどんどんどん伸びていくというふうに思っております。

そこをベースにして、住民のよさ、住民の強み、宝を引き出しながら伸ばしながら、しっかりと足もとに根を張った町をつくって、外の力を借りる。これが、恐らくすばらしいまちづくり、しあわせなまちづくりの一つの形ではないかなあと思っております、そのための取り組みを、今、バランスを持ちながら進めていくというところであります。以上です。

#### 12 番（今橋寿子君）

町長の思いは十分には言えませんが、理解しているつもりでございます。やはりこれから先は、バランスということが一番の大事なことだとは思っていますので、その点も熟知してやってくださることと思いますので、よろしく願います。

それでは、先だって尾崎知事のお話を直接お聞きする機会をいただきまして、改めて、私も高知県のすばらしいところや課題を再認識するとともに、高知の未来に希望を持つことができました。と申しますのは、4年前、知事はみずからUターンをされ、対話と実行を心がけて全県を回られ、都会と地方の格差、都会と地方の役割の違いを、いろんな形で認識されています。

プロフィールとしましては、東京大学を出、経済大国として先進地のアメリカで1年間学ばれ、省庁に勤務されているとき、後進圏、いわゆる発展途上国のインドネシアで3年間お住まいになられ、学識だけではなく世界観で多くのことを体得されています。その時々多くの人脈は、リーダーとしての要素であり、大きな強みであります。今では、大勢の知事の中でも、信頼は厚く、国の政策に対しても地方の状況を的確に伝え、提案もされているとのこと。

堀見町長も、尾崎知事と志は同じであると思っております。しかし、この1年間、町長としての手法は少し違うかもしれませんが、若い感性は同じで、地方創生に向けての方向性は同じではないかと思われ

ます。

先日、高知新聞で、地方創生、市町村と方向性を1つに。戦略策定で支援連携をこれからも。という記事が載っておりました。尾崎知事とより一層連携をとって、佐川町民の幸せのため、御尽力をお願いいたしますとともに、町長の公約で3つの約束事がありますが、まず、このパンフレットにもずっと掲げてくださっておりますので私はいつも持っております。また、公約の2つに、役場の経営改革をします。わくわく仕事ができる雰囲気づくりをします。また町の皆さんの声を本気で聞きます。各町内に出向き、直接対話をします。ということで、職員とともに各町内に出向き、直接対話をさせていただきますので、職員の皆さんが行政のプロとして育っていますので、職員を信じて、ますます若い力を発揮してくださるようお願いいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、12番、今橋寿子君の一般質問を終わります。

引き続き、10番、永田耕朗君の発言を許します。

10番（永田耕朗君）

10番議員の永田でございます。きょうは、けさから思いもかけぬ雪となりまして、3月にはめずらしい状況であります。一般質問も私が最終ということで、この一般質問が終われば、明日からはお互いに春が来ると思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、質問に入る前に、去る2月の24日、私どもの議会の大先輩であります渡辺幸さんが亡くられました。11期42年の長きにわたり、佐川町議会で活動されておったわけでございますが、私が17年前に新人議員として議場に入ったときには、既に10期目の大ベテランでありました。この一般質問の場でも渡辺幸さんは、下書きのない状態で一般質問をしておりまして、その反面、少し質問が脇へそれるといようなことがありまして、大変、課長の皆様方、緊張しておった、そんな思いを、今、しておりますが、大変懐かしく思っておるところでございますが、渡辺幸さんの御冥福を心からお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして、お尋ねをいたします。

まず1点目であります。昨年6月議会で質問をいたしました投票所の再設置問題についてであります。詳しくは、前回に申し上げておりましたので省略をいたしますが、平成18年に20カ所から15カ所に投票所が減ったということで、その時点で投票率が9%落ちたということで、これはどうも投票所が遠くなったということで、高齢者が行きづらくなったのではないかとということで、選挙管理委員会で協議をしていただいて、早期に検討していただきたいという質問をいたしておりました。

その後、選挙管理委員会で、どのような協議がなされたのか、まず、お伺いをいたします。

選挙管理委員会事務局長（横山覚君）

お答えをいたします。この件につきましては、平成25年の5月に、庄田自治会から選挙管理委員会に投票所の再設置に関する要望書が提出されました。これを受けまして、選挙管理委員会においては、庄田地区の実地検分を行いまして、その現状分析を含めて協議を行い、その年の7月に庄田自治会に対しまして、要望に対しては継続審議をすることとしまして、継続審議の間に、佐川町全体の投票区を調査し、かつ検討した上で、平成26年度末に結論を出すという旨の回答を行っております。

その後、現在に至ります間には、投票区における人口それから高齢化率、投票率の推移、実地検分によります集落から投票所までの距離、そういう測定などをいたしまして、資料の分析を行い、協議を行ってきております。

10番（永田耕朗君）

選挙管理委員会では継続ということのようでございますけれども、昨年4月に、総務課長の答弁としては、来年4月に県議選があるのでスピード感を持って協議をするという答弁であったと思いますが、昨年12月には、これは降って湧いたような選挙でありましたけれども、衆議院選挙が行われました。

この中で、佐川町におきましては6,530人が投票したわけでありまして、実質4千数百の方が棄権をしておるということでありまして、12月の選挙、また、しらけムードの選挙であって棄権もあったかもしれませんが、やはり投票所に遠いと、車のない方は歩いて行けないという方が多々あると考えるわけでありまして、早期に、この見直しを行うべきではないかと考えるわけで

あります。

はや統一地方選が来月に迫ったわけでありまして、また、秋には知事選も予定されておるとお思いますので、何とか、早期に是正をするべきではないかと考えますが、再度お答えを願います。

選挙管理委員会事務局長（横山覚君）

お答えをいたします。選挙管理委員会でも、先ほど申しましたような調査をいたしまして、その早期の対応をしなくちゃならないということで、6月の議会にはですね、12月ごろまでには結論を出して、今回の県議選のほうに、もし結論、するかしないかまた置いて、結論を11月あたりには出さなきゃならないというふうなスケジュールを組んでおりましたけれども、新年度に入りまして、いろいろな事業がかさみまして、専属の選挙管理委員会の職員を持たない中ですね、そういうことも・・・ときまして、また10月には委員長が突然辞任をされたということがございまして、また12月には、その急な解散があつて選挙があるというふうなことが重なりました、ちょっと議論のほうがそこらへんで中断をいたしました結果もございまして。

それでちょっと長くなっておりますけれども、集めた資料につきましては、また今、選管のほうで定時登録等があるたびにですね、話し合っていきたいと。その中でまた詳しい資料を求められたりする中で、今、今月末の回答期限というふうになってますけれども、議論も選管の中でしているところでございます。

10番（永田耕朗君）

総務課長もなかなか忙しい状況であろうとお思いますので、なかなか、この、そらと言つても無理な部分があるかとお思いますけれども、非常に、選挙も間近に迫っており、重要な課題であろうとお思いますので、何とか、新たなものをこしらえというのじゃなくて、もともとあったものに近づけたらいいということで、そう難しい話ではないと考えるわけでありまして、ぜひ、選管のほうで早急に議論をして、なるべく早い時点で高齢者が選挙に参加できるように、体制をつくっていただきたいと願います。

それでは通告の2番目でありまして、社会福祉協議会への補助金の減額ということでお尋ねをしたいとお思います。この件につきましては、2月23日の議案説明の時に、少し話がありました。そしてまた町長と事務局サイドでは、一応話がついたというようなことも

伺っておりますけれども、少し疑問に感ずるところがございますので、この場でお尋ねをいたすところであります。

みんなで福祉のまちづくり、よく聞く言葉でありますけれども、社協の活動は、地域福祉事業と介護保険事業に分別できるわけでありませう。

地域福祉事業では、地域の見守り、介護予防の取り組み、ボランティア活動の振興、福祉団体の支援・活動、募金活動などでありませう。住民参加協働のもとに実施しており、各種行政計画でも組み込まれており、社協の業務は、本来行政がやるべき仕事をこなしていると考えられるわけでありませう。福祉サービスの最前線であると考えられるものでありませう。

佐川町社会福祉協議会の一般事業は、共同募金助成金事業が7事業、町受託事業が6事業、県受託事業が3事業でありませう。そして、県の社協の受託事業が2件、その他の事業が3事業ということで、合計21事業に取り組んでいるわけでありませう。

また、社協に事務局を置く団体としては、日赤佐川分会、共同募金委員会、民生児童委員会協議会、民生児童委員協議会、身体障害者協議会等々、9つの団体が事務局を持っており、非常に業務が多岐にわたっておるわけでありませう。

社協の地域福祉活動は、行政の地域福祉施策の1つであり、利潤を追求する性質ではなく、公益性の高い事業であり、活動の基盤を補助金で支えることは、何ら問題はないと考えられるものでありませう。

27年度の社協の人件費補助金を、削減をしておるわけでありませうが、町長が最初に1千万の減額を言われた、その理由、そしてまた当初予算書を見てもみますと、実質297万2千円の減額となっておるわけでありませうが、この理由を、説明を願いたいと思ひませう。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。永田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひませう。

まずその前に、永田議員からもお話ありましたが、佐川町社会福祉協議会は、ほんとに佐川町の地域福祉に関しましては最前線で、粉骨砕身、一生懸命頑張っておられておひませう。県内でもトップクラスの評価をいただいております。重々承知をしております。

また、佐川町における地域福祉におきましては、我々執行部、佐川町役場と佐川町社会福祉協議会は親子のような関係で両輪とな

って一体となって地域福祉に取り組んでいかなければいけないというふうには当然思っております。

御質問ありました、どういういきさつで補助金の削減をしたのかということではありますが、まず、2つの点について触れさせていただきます。

私が就任以来、昨年度の予算査定のときですが、社会福祉協議会の会計を見まして、一般会計と特別会計に分かれているということで、分かれていること自体が問題だということではありませんが、一般会計と特別会計に分けるのであれば、性質が違うので、事務局の人権費と経費について、一般会計と特別会計に案分をしないと会計上おかしい、そういう視点で会計全体を見てほしいということをして1年ちょっと前に話をしました。

あと、内部留保金が佐川町の社会福祉協議会にはたくさんあります。現時点で2億円ほど、特別会計として2億円ほどの現金預金、日本の国債、積立預金、合わせて2億円ほどあります。あと、一般会計につきまして、現金預金、積立預金で1,500万ほどの内部留保金があります。

この社会福祉法人としての佐川町社会福祉協議会、内部留保金を貯める目的を明確にしてください。自分たちの介護事業をやる上での施設を持ちたいというお話も聞いておりましたが、どれだけの規模のものを、どの時期に、スケジュールも含めて具体的に考えてくださいということも1年ほど前に、私のほうで提示をさせていただいておりました。

これももう数年ほど前から、日本において社会福祉法人の経営についてということ改革をしていかなきゃいけないねということが国のほうで議論をされておりました。

平成25年度厚生労働省のまとめたコメントの中には、社会福祉法人制度の改革ということで、社会福祉法人を取り巻く環境は、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化、複雑化等により大きく変化しており、厚生労働省としては、社会福祉法人には、生活困窮者に対する支援など、新たな福祉ニーズに積極的に取り組んでいくことを期待する。また、社会福祉法人制度については、日本再興戦略、規制改革実施計画、社会保障制度改革国民会議報告書において、非課税扱いにふさわしい地域貢献や運営の透明化等について提言がされております。

またこれを踏まえて、26年度におきましては、平成26年の6月の閣議決定におきまして、社会福祉法人について、内部留保の適正化を図りなさいということで、厚生労働省は内部留保の位置づけを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促してほしいという話が出ております。

また、社会貢献活動の義務化という話も触れられておりまして、厚生労働省は、全ての社会福祉法人に対して、社会貢献活動、例えば生活困難者に対する無料低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子供への教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業などの実施を義務づける、そのために社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行うように、ということで、閣議決定でコメントが出されております

また、平成26年6月27日の税制調査会の取りまとめになります。法人税の改革についてということで、改革の方向性ということで定義づけをされております。社会福祉法人等公益法人等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要がある。特に、介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある、と。特に、収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの、例えば、社会福祉法人が実施する介護事業については、その取り扱いについて見直しが必要である。また、収益事業の規定方法については、従来から現行の限定列举方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべき。というふうに指摘をされております。

以上、国のほうでも、このような形で、社会福祉法人に対して、会計改革してくださいねという方向性が明確に、打ち出されております。

このことは数年前から、私のほうでは、この流れわかっておりましたので、1年ほど前に、佐川町社協には、そのあたりの話をさせていただきました。

ことしの、平成27年度の予算査定におきまして、1月末に健康福祉課長から予算案が出されましたので、査定をしました。その中で、一般会計、特別会計における人件費等の経費案分がなされておりました。あと、留保金に対する用途の明確化、目的等も明確にされておりました。もう一度考えてくださいと。予算の

組み立てについてももう一度社会福祉協議会に考えてもらって、出し直しをしてくださいと。そうでないとこの予算は受け取れませんという説明をしました。これが1月の23日か、24日くらいだったと思いますが、それで再度、2月の中旬に、予算案が提示されましたが、前回と全く変わらない予算案が出てきましたので、私は、これでは受け取れないと。もう期限も迫ってるので、それでは、ここ最近の佐川町社協の決算の状況を見て、私のほうで社協が経営に困らないだけの金額を削減を、補助金を削減させていただきますという話をして、過去3年間の介護事業特別会計の売り上げと利益につきましては、平成27年度が1億2,800万円の売り上げで、退職金の積み立てを除いた利益が1,800万。平成24年度が1,160万の売り上げに対して1,500万円の利益、純利益です。平成25年度が1億1千万の売り上げに対して純利益が800万ということで、過去、一般的に、経営で考える場合、過去3年間振り返って平均を見るという手法もとりますけども、一番利益の少ない800万、これは利益出るだろうという想定のもと、800万プラス、あと一般会計の決算の中に、翌期への繰越金ということで、本来、一般会計の中で繰越金というのはないはずなんですけども、ずっと累積をされてた繰越金が3百数十万ありました。その中で200万を補助金の削減の対象として、800万は、純粹に利益が出てるんだから、その800万と、ずーっと繰り越してきた200万を足して合計1千万を、町からの補助金から削減をします、という決定をいたしました。

それを健康福祉課長のほうから社会福祉協議会のほうに伝えてもらって、その結果、2月13日に明神会長並びに田村事務局長、山本所長が、役場のほうに来られまして、1千万の削減は困ると。これだと経営が困るんだというお話をされましたが、過去3年間の利益の状況からみれば、社会福祉法人の佐川町社協としては経営上困らない。それであれば、一般会計と特別会計にどのように案分をするのかということと、内部留保金の使い道、用途について明確に回答してくださいという話をしたんですが、2月13日の時点では回答を得られず、改めて1週間後2月20日に、佐川町社協がまた、会長、事務局長、山本所長がお見えになって、この前の話だけでも、人件費の振り分けについて、管理費の振り分けについては特別会計分で200万はあるというふうに判断をするので、その200万の削減にしてほしいという社会福祉協議会からの提示がありました。

これは、事務局長、具体的に言いますと、事務局長の仕事が一般会計分の事業と特別会計分の事業と両方の事業に、具体的な仕事がまたがっております。本人いわく7対3の割合で、3割は特別会計分の仕事をしてます、と。それに相当する金額が200万ですというお話がありました。その200万と、ずっと繰越になってた一般会計の3百数十万のうちから200万合わせて、結果として400万円の補助金、提示された予算に対して400万円の補助金の削減と。

それが、前年度と比べると、2百何十万かの削減になってるということです。これが、予算、社会福祉協議会に対する予算の査定の経緯となります。以上です。

#### 10番（永田耕朗君）

大変長い御答弁をいただきまして、ありがとうございました。この町長の説明にもありましたけども、福祉法人の会計制度の改正というものは、来年からあろうかとは思いますが、この佐川の今回の社会福祉協議会に対しての補助金の減額、今、町長が言われました特別会計と一般会計との認識の相違と申しますか、これは、各町村の首長のそれぞれの判断があるわけですが、今回、事務局と町長との折衝の中で、田村事務局長が案分比率によって200万の特別会計から200万の減額を申し出たということですが、これも、やはり町長から1千万の減額を言われた、そうした場合に補助金を受ける団体としては、立場としては非常に弱い立場であろうと思います。この、何とか、町長の1千万に対して、何か数字を出さんといかんということで、田村事務局長の苦肉の策で、案分比率で200万円を特別会計から人権費として充てますという流れではないかと私は推察をいたしております。

そしてまた、この一般会計から200万の減額と言われますけれども、決算書を見てみますと、昨年度の一般会計では、約27万ぐらいの繰り越しではないかと思っておりますけれども、この事業の中には、会費であり、寄附金であり、そういったものが40数万円というものが入って、初めて27万の黒字ということでありまして、その黒字があるから補助金は減額するというようなことは、ちょっと対話と協働といわれる町長のやり方としては乱暴ではないかと考えるわけでありまして。

本来ならば、社協の理事会等に行って、町長が説明をして、お互いをもっともっと合意の上で進めるべきではないかと考えるわけ

であります。

昨年の補助金は従来どおりで町長が予算を執行しておるわけでありまして、ことしになって、特別会計に2億1千万余りの留保金があるから、ちょっと持ち過ぎじゃと、補助金をカットするぜよというのは、福祉の先端で、ボランティアで働く理事の皆様方からも疑問を抱く、また職員の皆様方もやる気を失うのではないかと心配をされるわけでありまして、この1千万の、町長が減額を切り出して、最終的には297万で落ち着いた。その残りの700万は、一体、最初の減額を切り出したときには、どういう意味で、これが、700万が消えたのか、再度、説明を願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。700万が消えたのではなくてですね、何も、私の投げた宿題といいますか、提示した検討事項に対して、検討の回答がなかったということで、これはもうたびたび、ことしの1月、2月に急に話したわけではなくって、1年ほど前から、一般会計と特別会計に分けるのであれば、人権費等、間接費、経費等に関しては会計上分けないといけないですよ、そのことをちゃんと考えてくださいね、という話をしてました。

で、回答がないまま来ました。で、私が1千万円の削減と。いうことは先ほど申したとおりの根拠を持って数字を出しました。それから、改めて佐川町社協のほうから提示があって、人権費分、間接経費分、案分をします。一般会計、特別会計、案分をしますと。留保金の使途、目的に関しては、平成27年度中に明確にする、計画を立てて、ちゃんとお示しをするというふうに回答いただきましたので、それであれば、まずその案分分について補助金の減額と。それで27年度予算を組みましょうという話をしました。

その結果、差額が、永田議員の言われる7百何万になったということになります。以上です。

10番（永田耕朗君）

この補助金というのは、執行権者の町長の手の中にあるわけでありまして、今回のような町長から一方的な減額ということ切り出された場合には、補助金を受ける団体としては非常に萎縮をする、町長の顔色をうかがうというようなことが起こるかもしれないわけでありまして。また、町長に対して、もの言わなくなるというような団体、あるいは職員が出てくるという心配もあるわけございま

す。

現に今回の社協の減額ということで、ほかの類似団体も非常に心配をしておる。これが事業仕分けの一端で、これから廃れりやせんかというようなことを懸念する方もおいでるわけでございます。

この一般会計と介護保険事業による特別会計、この2つの会計がある点、問題視されるかもしれません。町長の立場から見れば、介護保険事業でかなり利益が上がっておるということで、それを今回指摘されたというかもしれませんけれども、介護事業と一般福祉事業というのは、職員がはっきり分かれておるわけでありまして。

介護事業は、特別会計として、今まで黒字経営として内部留保がたまって来た。今その内部留保が多いから、社協に対しての補助金のカットというのは、少し判断が違うのではないかと考えるわけでありまして。

もともと社協も、次のステップ、介護事業も次のステップに対して、事業展開する、今のかわせみの中ではちょっと無理があろうということで、今までの執行部あるいは理事、また議会も暗黙の了解で介護保険事業、特別会計の留保金を認めておったのではないかと考えるわけでありまして、この去年の予算で、町長が補助金を認めておった、そしてまた1年前から新しい事業展開ということで、社協に、町長のほうから投げかけておったけれども、何も答申がないということで、今回のカットということになったかもしれませんけれども、再度これを、一般会計と特別会計の町長の判断、これから先、社協の事業として特別会計と一般会計との判断をどのように見られるのか、ちょっと答弁を願います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。先ほど、永田議員から暗黙の了解という言葉がありましたが、それが、私は、そもそもの目的や明確化がされていかない部分の理由になっているのではないかなあと思っております。

私は、町民の皆さんに、住民の皆さんに付託を受けて、ありがたく今、この仕事をさせていただいております。全ては、佐川町のため、佐川町民の幸せのためを考えて、やらせていただいております。社会福祉協議会ほか、シルバー人材センターさん含め、佐川町から補助金が出ているところに対して、私は威張り散らすつもりもありませんし、それぞれの団体が町のために、一生懸命仕事をしてくれ

るといことが大前提になっている。そのために、町執行部と両輪となって、一体となって福祉を進めていっていただくと。このことがすごく大切だというふうに思っております。

佐川町社会福祉協議会が、留保金の使い道について、何も提示しなかったという言い方はしておりません。明確に提示がなかったと。具体的には、佐川町の社協からは、介護事業としてのグループホームをやりたいと。これが、どうも一番、思いとしては強かったようです。認知症のための、共同生活のための施設ですね、グループホーム。グループホームができないのであれば、小規模多機能型居宅介護をやりたいという話もありました。

あとは、この中心部、佐川地区にはあったかふれあいセンターがなかなかできにくい立地にあるので、あったかふれあいセンターも佐川地区でやってみたい。この町なかで人の集まる施設をしてみたいと、そういう話を聞きました。

グループホームと小規模多機能型居宅介護施設につきましては、これは民間事業者でもできる事業になります。先ほども、国の閣議決定の中に、民間事業と競合する部分の事業を社会福祉協議会、社会福祉法人がやるようになってるので、という話が、コメントがありました。私は、佐川町の社協は、民間事業者ができない地域福祉について、請け負う、担当するのがいいんじゃないかというふうに思っております。

では具体的に、佐川町が第6期の介護計画の中では、グループホームもそのほかの施設も、計画の中には入れておりません。第7期で、仮にグループホームを整備しますということで計画をしたとして、民間事業者ほか、仮に応募があったときに、私は、佐川町社協を選ぶのは、佐川町のためにはならないというふうに考えております。

もし仮に民間事業者がやりたいということで手を挙げれば、民間事業者にやっていただいて、その分使わなかった佐川町社協のお金を、ほかの地域福祉、例えば先日も坂本議員からも話ありましたが、障害者向けのグループホームの話、空き家の改修をして障害者向けの施設ができないかねえという話もありましたが、民間事業者だと、なかなかやりにくい事業を、佐川町社協にはやっていただくのいいだろうというふうに考えております。

そのあたりの佐川町全体の地域福祉を考えた上で、佐川町社協が

どういう役割を果たしていくのか、このことについて、平成 27 年度、1 年間かけて執行部、健康福祉課長も含めて、健康福祉課、執行部と佐川町社協でしっかりと議論をしていきたいと考えております。

話長くなりましたが、一般会計と特別会計についてというお話でありましたが、これは現実的に、特別会計である介護事業について、田村事務局長は特別会計の仕事も当然、決済もしております。会議にも出ております。特別会計における仕事をしております。事務局長の1年間の給与がありましたら、その自分の仕事にかけてる時間で、給与は特別会計と一般会計に案分するというのが、これ会計上のルールになっております。

税制調査会のほうでも、社会福祉法人の中で収益的事業に関しては課税をしていく可能性がある。もうその方向で検討していくということであれば、明確に一般会計と特別会計は分けざるを得ません。

私は1年前の査定のときに、総務課の財政担当に一般会計と特別会計を分けてるのはどういう理由なのか、それぞれに対して経費案分を考えてるのか、また、佐川町社協の給与は、佐川町の給与規定に準ずるということになってるけども、手当等については、どうなってるんだという話をしました。

平成 26 年度の予算の査定につきましては、私が就任して3カ月のところでした。急に急ハンドルを切るわけにはいけませんので、26 年度中1年間をかけて、しっかり検討しなさいと。佐川町のために、そのあたりを明快にしなさいという話をして、総務課のほうにも指示もしておりました。健康福祉課にも話をしました。佐川町社協にも話をしました。それが経緯であります。以上です。

#### 10 番（永田耕朗君）

特別会計というものは、例え、社協が新しい事業展開をしていても継続するわけでありまして、この今回最初に町長が言われた特別会計に多額の内部留保金があるから 800 万と。そして一般会計から 200 万の、最初に言われた 1 千万の根拠であったかと思えますけれども。

もともとこの佐川町の社会福祉協議会の介護保険事業というのは、独立採算で、行政支援の補助金は、全く受けてないわけでありまして。介護保険制度が平成 12 年にスタートする前に、措置時代よ

り行政と連携して実施しているわけでありまして、制度開始の平成12年度に、公平性の観点から社協が実施して赤字になっても、行政は補填できないということで、以来、独立採算の特別会計として介護保険事業は一度も補助金を使っていないわけでありまして。

介護事業の職員は、介護報酬を財源として人件費を捻出しており、新たな事業展開や安定した経営を行うためには、内部留保も当然必要であろうと考えるわけでありまして。今回の内部留保金に対しての、800万の、町長が補助金削減というのは、やはりちょっと畑違いではないかと考えるわけでありまして。

この特別会計というのは、社協の定款でも第24条に、法人は特別会計を設けることができるということでありまして。そしてこの定款は、知事の承認が要るわけでありまして、これを変更するにも知事の承認が要るということでありまして、この将来的に、社協の介護保険事業が新しい展開がなされたときに、特別会計というものを町長はどのような判断をされるのか、それを確認したいと思っております。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。佐川町の社協に特別会計があるということ自体は、そのことは今のままで会計制度の中で、佐川町社協の判断でやっていければいいというふうに考えております。以上です。

10番（永田耕朗君）

その特別会計があるということは、お認めになると思いますが、今回、特別会計の中に留保金が多額であるから、800万と最初に言われたわけでありまして、今後、こういったことがあると、大変現場の職員は神経を使うわけでありまして。

来年度からは介護保険料も介護サービス費も減額となっております。いつまでも今の社協が利益が出るかということは、大変、見通しは言い切りができないわけでありまして。また新たな設備投資をして、留保金によって新しい展開をするということでありまして、今回、町長が言われたような特別会計に留保金があるから、職員の人件費をカットするぜよということがあると、非常に現場では混乱が起きやしないかと考えるわけでありまして、そこ、1点、御答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。誤解されると大変困るんです。私、

人件費をカットするとかっていうことは一言も言っておりませんで、ただ、会計区分を明確にしてくださいねということでもあります。

これ、個人的な話にもなりますけども、常任理事である事務局長の仕事は大変、どっちかいうとすばらしい仕事をされていると思います。仕事の、取る責任の重さからいくと、給与について佐川町の役場の給与水準と比べても、大分ちょっと低かったのではないかなあということで、26年度には担当課ともよくよく話をして、給料はちゃんと査定をした上で上げさせていただいております。

それは、基本的に役場から補助金として出ている分でありますので、私のところにも相談がありました。そのあたり、きちっと私は評価をさせていただいています。

今回の件で、佐川町の社会福祉協議会が、仕事をやることに対してモチベーションが下がるということであれば、それは私も意に反するところでありますので、私自身反省をしなければいけないなあというふうに思います。

ただ、全ては佐川町のため、佐川町の地域福祉のためということで、両輪となって一緒にやっていただきたい、そのために考えていただきたい。補助金をもらえるのが当たり前だというふうに思わずにですね、しっかりと一緒になって考えてもらいたい。議論をしてもらいたい。そのために、今回は、一石を投じさせていただいたという部分もあります。

その過程の中で、十分検討したのかどうか、回答が得られなかったのが今回のようないきさつになって、少し話が大きくなったところもあるかもしれませんが、私は、永田議員と基本的に、佐川町の社会福祉協議会に対する思いは変わらないと思っておりますので、今後とも佐川町の地域福祉を、一緒に取り組んでいきたいというふうに考えます。今後ともよろしく申し上げます。

#### 10 番（永田耕朗君）

最初に、私がお伺いしたときに、ここで今、町長答弁の中で、特別会計から 800 万と、それで一般会計から 200 万という 1 千万の根拠を言われたわけでありまして、それはやはり、介護事業によっての内部留保金が大きくなっておるということで、特別会計から 800 万ということ、これは結果的には町長が揺さぶりをかけたということかもしれませんけれども、1 千万という声を出しておいて、最終的には 297 万 2 千円で決着をしたと、いう、これが町長の手腕か

と考えるわけでありますが、社協の、ほんとに仕事というのは、現場の仕事でありまして、大変な仕事でありますし、それからまた、今、町長言われた補助金といえども、人件費であります。

その事業をしている金ではなくて、社協の5名の方に対しての人件費というものが補助金であると考えられるわけでありまして、今回の、いきなり1千万と町長が声を出したということは、少し乱暴なやり方ではないかと私は考えましたので、今回この質問をいたしました。が、ひとつ対話と協働ということで、町長もこれから丁寧に説明をして、各団体から信頼がいただけるような行政施策に取り組んでいただきたいと願うものであります。

続きまして、3つ目の通告であります。昨年6月の質問のときに、移住促進という議論の中で、町長の御家族のことをお聞きして、結果的には大変失礼なことになりました。申しわけないと考えておるわけですが、今回また町長のプライバシーに触れることがあるかもしれませんが、最初にお許しを願いたいと思います。

この問題は直接、町行政施策には関係がないと思うわけでありませうけれども、公共の財産の管理という面では、議会としてまた議員として、チェックをしなければならないわけでありませう。

まず初めに、確認をさせていただかなければならないわけでありませうが、町長は、高北病院の医師住宅に入居されているという話を伺ったわけでありませうが、これが事実かどうか、確認をさせていただきたいと思ひます。

もし、事実であるならば、入居の理由を、説明を願いたいと思ひます。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。ことしの1月の10日だったと思ひます。高北病院の医師住宅のほうに引っ越しをさせていただきませう。事実であります。

いきさつとしましては、一昨年6月に佐川町に帰ってきました。私は、住む自前の家がありませんでしたので、家を借りて住んでおりました。町長にならせていただけてからも、その家でずっと住み続けておりました。これも、佐川町に、以前ありませうが町長公舎を売却をされて、町長公舎がないということで、移り住む家もありませんでしたので、ずっと借りてた家に住み続けておりましたが、家のその事情ですけれども、体調を何回か壊しませう、このままでは

安心して町政運営ができないという思いで、まず引っ越しをしなければいけない、引っ越しをしたほうが良いという判断をしました。

あと、町長の仕事上、役場、かわせみ、病院の近くに、やはり住まざるを得ない。町長公舎並びに、例えば、知事公舎、ほかの県の知事公舎ですけれども、ある時期、無駄を削減するというか経費削減の意味、事業仕分けという中にもありましたが、公舎を売却をする自治体がありました。中には、売ると何億にもなるような一等地に大きな公舎を構えている自治体もあって、売却をして、別に小さなものを構えたというところもあります。あるとき、首長の公舎を売却をするということが、時代的に、少し行われたときがありました。

私は、防災の観点から言わせて、誰が町長になっても、どのような人がなっても、役場の近く、災害のときの災害本部が置かれるところの近くに、すぐ、1分1秒でも行けるとところに住まなければいけない、そのように思っております。

私は、引っ越しをしなければいけないという思いがありました。それは自分の体調の問題ですが、総務課に相談をして、私が移り住むことができる町の施設、住めるところがないのか、調べてほしいと。高北病院の医師住宅が、その当時、4部屋だったと思いますが、空いてるということがわかっておりましたので、高北病院の医師住宅、使っていない部屋が4部屋もありますから、病院の開設者である町長が医師住宅に住むことが問題ないのかどうなのか、そのあたりを調べてほしいと、その話は去年の6月ごろにさせていただきました。

それで、色々調べて、私が移り住むことが問題ないと。私も、医師住宅に移り住むという決断をするのに迷っておりましたが、昨年12月、ほんとに寒くてですね、家の中が氷点下になることもありました。風邪も引きましたし、もう早く引っ越しをしたほうが良いという判断をして、ことしの1月に高北病院の医師住宅に引っ越しをさせていただきました。以上です。

#### 10番（永田耕朗君）

町長の立場から、医師住宅へ引っ越しされたということでありませけれども、もともとの高北病院の医師住宅へ入居するということになりますと、町長がここへ入ることができるというのは、ただ1つ方法があるわけでありませ。

それは、高北病院の女医さんと結婚したら、町長がこの医師住宅へ入ると、私は考えるわけでありますが、どうもこの町長が、開設者である町長が医師住宅へ入るといのは、法的には問題はないかもしれませんが、道義的にはこれは問題があると考えられるわけでありまして。

総務課の話、総務課へも相談したということかもしれませんが、これは、もともと医者のための住宅でありまして、使用目的が違うわけでありまして。例え町長なれど、この医師住宅へ入るといのは、疑問を感じるわけでありまして。

民間で、いくらでもいい条件のところは町内にあるわけでありまして、町民の目線から見た場合に、設置者の町長がみずから公共の建物を使用するということは、いかがなものかと思いますが、再度、お答え願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。いろいろお考えがあるかと思いますが。町長公舎がありません。私じゃなくて、他の人が、仮に、私みたいにUターンで帰って来る人もいるかもしれません。役場から遠くに住まわられてる佐川町の住民の方が町長をやられることがあるかもしれません。どなたが町長の職につかれても、いざというときに役場に駆けつけられる場所に住んでなきゃいけない。1分、1秒、早く災害対策本部に駆けつけて、指示命令をしなければいけない。その責任を負ってる立場から言いまして、役場の近くで町長公舎がない中で、町の施設、医師住宅ではありますが、町長の立場として入っても問題ないのかどうなのかは、私が決めることではなくて、高北病院にも確認をしました。高北病院の事務局長から県のほうにも確認をしていただきました。そして、法的には問題ありませんというお話でありました。道義的には、私は全く問題ないというふうに思っております。

きょう、御質問いただいて答弁をさせていただいて、広く、佐川町民の皆さんには、ぜひ、この話を聞いていただいて、どうなんだろうということ、一人一人にお考えいただければと思いますが、私は、佐川町の皆さんの生命を守る責任の上において、今の場所に住まわせていただいていることを、道義的には問題ないというふうに考えております。以上です。

10番（永田耕朗君）

道義的に責任がないと、きっぱりと町長言われましたが、これは県へも問い合わせたということでもありますけれども、県の管理ではないわけでありまして、これは、佐川町の管理でありまして、町長の管理責任であります。その管理者が、町の施設へ入るとするのは、道義的に責任がないということはないと思います、これは。

これは、どう考えても、町民の目線から考えたときに、以前にも、町長官舎があったわけでありましてけれども、当時、今の世の中にはそぐわないということで、議会でも議決をして、町長官舎を売却した、廃止したいきさつがあるわけです。

確かに、町長は災害発生の際には、近くにおったらいという理屈かもしれませんが、公共物を町長が私用で使うということは、今まで余り、県内の自治体でも例がないと私は考えるわけでありまして、これは、ひとつ町民がせっかく期待をされた町長でありますので、これはどうも、こういったことは町長の経歴に汚点を残しゃせんかと心配をするわけでありまして。

どう考えても、町長が許可をして、当然これは町営住宅で言うならば、入居者に対して、町長が許可をするわけでありまして、今回の場合も、町の管理者、町長でありますので、町長が許可をして町長が入居するというような流れかと思いますが、ここらへん、その町営住宅と医師住宅と状況は違うかもしれませんが、町営住宅の場合は、町長が管理責任者でありまして、入居の許可あるいは所得が上がった場合には、退去命令を出せる。そういうシステムであろうと思いますが、今回、高額所得者の町長、佐川では町長が高額所得者であろうと思いますが、民間で、いくらでもええところが選べると思いますが、あえて、公共の建物に入居するというのは、町民は大きな疑念を抱くと思いますが、どうでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私よりきっと永田議員のほうが高額所得者だというふうに、私は推察をいたしますが、まず、その町長公舎がそぐわないという発言がありましたが、ある時期、そういう見方もあったかもしれません。

しかし、災害対策本部をつかさどる住民の命を守る責任を負ってこの仕事って、ほんとに重たいんですよ。誰がなっても、仮に、町内、例えば舟床に住んでる方、四ツ白に住まわれてる方、峯に住まわれてる方、どなたが立候補して町長として町民の皆さんから選

ばれたとしても、すぐに駆けつけられるところに私は住んでいただきたいと心から思います。

南海トラフ地震が来て、土砂崩れが起きて、家から役場に行けない、災害対策本部に駆けつけられない、もし、そういう事態があったら、恐らく、あなたの住んでる家の危機管理はどうなってたんですか、何でそんな場所に住んでたんですか、多分、住民の皆さんからも疑念を抱かれるでしょうし、マスコミからも大きくたたかれることになるんじゃないかなあとと思います。

そういう意味で、今、佐川町には町長公舎ありません。県内のほかの自治体でも、トップの公舎があるところは、ほんと限られてます。けど、私は、それぞれの地域の住民の皆さんの命を預かってる立場の仕事である以上は、役場の近くに、誰がなっても安心して住めるところを、ほんとには用意すべきだというふうに思っております。ただ、このご時世ですから、町長公舎を新しく建てるなんていうことは時代にそぐわないと思います。

高北病院の医師住宅が三部屋、四部屋空いていました。空いてる町の施設を活用させていただいて住まわせていただいて、安心して町政運営に責任を持って臨む、その姿勢が大事ではないかなあと思っております。

公の施設にそこのトップが入る、それは問題じゃないか、道義的に問題があるというふうにおっしゃいましたけども、現に、尾崎知事も県の施設に住まわれております。公に使う部分と私的に使う部分があって、私的に使う部分に関してはちゃんと家賃を払って使っております。ですから、私は道義的には全く問題ないというふうに考えております。

町長が決めるんだらうというお話ありましたが、その部分は、より丁寧にやらなければいけないということで、総務課にも病院の事務局にも話をして、ほんとに問題ないんだね、ほんとに問題ないんだね入れるんだね、ということは丁寧に確認をして、問題ないのであれば、入らせていただくよと、入らせていただきたいという決断をしました。

ですから、私が、自分の今の立場を利用して一方的に入ることを決めたとか、そういうことではありませんので、ぜひ、何でもかなあと思われてる佐川町民の方、住民の方々もいらっしゃると思いますので、きょうの一般質問並びに答弁に関して、ぜひ多くの住民の皆

さんには知っていただきたいと、そのように考えております。以上です。

#### 10 番（永田耕朗君）

今回、私が一般質問で通告したがゆえに、一般の方々が、町長が医師住宅に入っておるということを知った人も多々あると思います。今まで余り知られていなかったわけであります。

町長は、これは災害発生などの時に、緊急を要する場合にはどうしても近がええと言われるけれども、町長の脚力なら上郷でも西佐川でも5分以内に役場へ走って来れると思いますので、もっと、そこらへんは幅を広げて、住宅の選択ができるんじゃないかと考えるわけであります。

私も、町の住宅選考委員でありますけれども、先月も募集がありまして、選考委員会を開いたわけでありまして、募集8戸に対して18件の応募があったということで、大変、佐川には住宅に困窮している方が、本当に所得が低い、そして所得が低いゆえに民間に入れない、住宅に困窮している方が多々あるわけでありまして、もし、医師住宅が不要ということになれば、これは公募によって一般の方々に解放するべきじゃないか、公募もなしで、例え法的には問題がないとしても、町長が入居するということはいかがなもんかと考えるわけであります。

今、大変この行政に対しての、国政の中でも、地方においても、また議会に対しても、住民の信頼と回復ということが重要な問題になっておりますけれども、私も議会も、昨年8月に、一議員が4年もの間無免許運転で検挙されたということで、佐川町議会としても大きな汚点を残したわけであります。

また、これから町民の信頼を回復するために、5月には議会と地域の方々との住民懇談会を積み重ねて、また、信頼の回復に努めなければならないわけでありまして、今回の町長の医師住宅への入居というのは、私は、住民の信頼を損なうものじゃないかと、私は思います。

そしてまた、一番、今回の一連の流れで気になることは、町長の周り、職員あるいは側近の方々、後援会の方々、いろいろおいでだと思いますけれども、医師住宅に入るときに、誰かが、町長それはちょっと無理がありますぞねという人がおるべきじゃないかと。それを一番心配するわけでありまして。町長にはもう、いろいろ

言うよりは黙っちゃったがましというようなムードになっては、これは非常に大変なことであります。

町長は、自分では今、そんなに気がついてないかもしれませんが、町長というのは、大変大きな権限を持っておるわけでありまして、今回の補助金の減額に対しても、あるいはこの入居に対しても、町長に対してははっきりとものをよう言わん人が周りに増えてきた場合には、町長は、裸の王様になってしまう、それが一番心配をされるわけでありまして。

対話のまちづくりと町長は言われておるわけでありまして、襟を正して、取り組むべきじゃないかと思うわけでありまして。

行政報告の中で、町長が子ども論語塾を開くという話でしたが、最後に、論語の一言を贈りたいと思います。

「忠言は耳に背いて行いに利あり」ということでありますが、よい忠告は聞く人にはつらいけれども、行いを正せば、自分のためになるということですが、ぜひこの、また論語の機会がありましたら、子供たちに町長から教えていただきたいと思います。

今、町長の腹は、少し、永田耕朗に対して腹が立っちゅうかもわかりませんが、この質問が、いつか、ええことを、永田ええことを言うてくれたなあという日が来ることを念じまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午後 0 時 10 分

再開 午後 0 時 11 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、10 番、永田耕朗君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第 2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告を願います。

総務文教常任委員長（西村清勇君）

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

以上です。よろしく申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

受理番号7、陳情書「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書採択について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号7、陳情書「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書採択について、委員長の報告どおり採択することに決定しました。

受理番号11、「郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書」提出に関する陳情について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

従って、受理番号 11、「郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書」提出に関する陳情について、委員長の報告どおり採択することに決定をいたしました。

次に、産業厚生常任委員長の報告を願います。

産業厚生常任委員長（岡村統正君）

（以下、「産業厚生常任委員会審査報告書」朗読）

よろしく願いをいたします。

議長（藤原健祐君）

以上で、産業厚生常任委員長からの報告を終わります。

受理番号 6、陳情書「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書採択について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 6、陳情書「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書採択について、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

受理番号 9、TPP 交渉に関する陳情について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 9、T P P 交渉に関する陳情について、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

受理番号 10、米価対策の意見書を求める陳情について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 10、米価対策の意見書を求める陳情について、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議を、12日の午後1時とします。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後 0 時 20 分